

記述情報の開示の好事例集2020 金融庁 2021年3月22日

6. 「監査の状況」の開示例

目次

○ 有価証券報告書等の主要項目に関する開示例

6. 「監査の状況」の開示例

味の素(株) ■	6-1~2
(株)リコー ■	6-3~4
不二製油グループ本社(株) ■	6-5
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ ■	6-6
(株)明電舎 ■	6-7
オリンパス(株) ■	6-8
(株)丸井グループ ■	6-9
三井物産(株) ■	6-10
大和ハウス工業(株) ■	6-11
三菱マテリアル(株) ■	6-12

■ 有価証券報告書

□ 任意の開示書類（統合報告書等）

※ 好事例として着目したポイントの該当箇所を青枠で囲んでいます。

味の素株式会社（1/2）有価証券報告書（2020年3月期） P68-69

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

1. 組織・人員

当社の監査役は5名であり、常勤監査役2名と社外監査役3名から構成されています。当社監査役会は、最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしており、また社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとしています。現在、監査役会議長は富樫洋一郎常勤監査役が務めており、田中静夫常勤監査役および天野秀樹監査役を財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役として選任しています。田中静夫常勤監査役は、1980年に当社に入社して以降、財務・会計業務に携わり、2002年に財務部財務グループ長、2008年に監査部長を歴任し、2012年に現職に就任しました。天野秀樹監査役は、1980年に公認会計士登録して以来、企業会計に長年携わり、2011年には有限責任あずさ監査法人副理事長（監査統括）、2015年には同法人エグゼクティブ・シニアパートナーを歴任し、2018年6月より現職に就任しました。

各監査役の当事業年度に開催した監査役会および取締役会への出席率は、次のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査役会	取締役会
常勤監査役	富樫 洋一郎	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
常勤監査役	田中 静夫	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
独立社外監査役	土岐 敦司	100% (14回/14回)	94% (17回/18回)
独立社外監査役	村上 洋	100% (14回/14回)	100% (18回/18回)
独立社外監査役	天野 秀樹	100% (14回/14回)	94% (17回/18回)

監査役の職務を遂行する組織として監査役室を設置し、2020年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを8名（専任7名、兼任1名）配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っています。当該監査役スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保しています。

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計14回開催し、1回あたりの所要時間は約2時間でした。年間を通じたような決議、報告、審議・協議がなされました。

決議11件：監査役監査方針・監査計画・職務分担、会計監査人候補の選定、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会の監査報告書、監査役選任議案に対する同意、監査役室予算の策定、会計監査人の監査報酬追加同意等

報告44件：取締役会議題事前確認、監査役月次活動状況報告および社内決裁内容確認、監査役ホットライン通報報告、会計監査人の選任プロセス状況報告等

審議・協議 8件：監査役活動年間レビュー、会計監査人の評価および再任・不再任、監査報告書案等

また、監査役会を補完し、各監査役間の監査活動その他の情報共有を図るため監査役連絡会を毎月1回開催しています（当事業年度12回実施）。

3. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、主に常勤監査役が、経営会議、企業行動委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席しています。

監査役全員による取締役社長・コーポレート担当の取締役専務執行役員との会談を年4回開催し、監査報告や監査所見に基づく提言を行っています。また、1年間の部門監査やグループ会社往査を踏まえ、年度末に常勤監査役と管掌役員との面談を実施し、必要に応じた提言を行っています。その他、必要に応じ取締役・執行役員および各部門担当者より報告を受け意見交換を行っています。

土岐監査役は、取締役会の任意委員会であるコーポレート・ガバナンス委員会の委員に就任し、当事業年度は6回出席しました。

監査役会は、当事業年度は主として1) ガバナンス状況、2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、3) 「働き方改革」その他人財への取組み、4) 棚卸資産管理、のモニタリングおよび 5) 会計監査人の評価・選任、を重点監査項目として取組みました。

1) ガバナンス状況：

グローバルガバナンスに関する規程等の運用状況を月次ベースで確認し社内決裁の内容の共有を行い、課題ある場合には改善に向けた提言を行いました。

2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理：

社外監査役も含め分担し、国内外グループ会社の中から重要性およびリスク・アプローチに基づき海外グループ会社12社を対象に往査を実施しました。

国内グループ会社14社の常勤監査役16名との会議・面談を年4回実施した他、日常的情報共有をグループ会社監査役と行いました。

一昨年度体制が整備・強化された内部通報制度の実施状況のモニタリングを継続すると共に、その一翼を担う監査役ホットラインにおいてグループの役員に関する通報に直接監査役が対応しました。

3) 「働き方改革」その他人財への取組み：

国内外グループ会社対象のエンゲージメント・サーベイ結果の検証、営業拠点3カ所を含む計11部門の監査時のヒアリングや企業行動委員会等の報告を通じ取組み状況および課題への対応を把握するとともに、グループ常勤監査役会議において国内グループ各社での展開状況を共有・確認の上、経営陣に必要な提言を行いました。

4) 棚卸資産管理：

グループ常勤監査役会議において財務・経理部より棚卸管理ガイドラインの説明を受けた上で、本年度共通テーマとしてモニタリングを継続しました。

(1) 監査役会と取締役会の開催回数と各監査役の出席回数に加え、1回あたりの所要時間も記載

(2) 監査役会における決議、報告、審議・協議の主な内容を具体的に記載

味の素株式会社（2/2）有価証券報告書（2020年3月期） P69-70

(5) 会計監査人の評価・選任：

社内関連部門と連携し、新たな会計監査人の選任プロセスを検討の上、実施しました。その結果、来年度の会計監査人を交代することを監査役会で決定し、定時株主総会における議案請求をおこなうことを決めました。

会計監査人選定のプロセスは、次のとおりです。

プロセス	時期	具体的な内容
提案依頼書の作成・送付	8月上旬 ～9月上旬	監査方針、監査体制・計画に関して、当社として確認したい項目を網羅した提案依頼書を作成し、監査法人に送付
面談実施と追加情報提供	9月下旬 ～10月上旬	現会計監査人以外の監査法人から提供依頼のあった詳細資料について、面談・内容確認の上、提供
提案プレゼンテーション	11月11日、 11月14日	三監査法人により実施、約1時間のプレゼンテーションの後、約30分の質疑応答
詳細確認セッション	11月中旬 ～11月下旬	会計基準の考え方や非監査業務の提供方針等、実務面の詳細について確認
監査提案評価と比較検討	11月中旬 ～11月下旬	当監査役会の内規に基づき設定した評価ポイントを踏まえ、提案の評価と比較検討を実施
監査役間の意見交換	11月27日	面談に参加した監査役3名の間で提案に関する意見交換を実施
執行側との意見交換	12月16日	財務・経理部および監査部の執行側部門と意見交換実施
監査役会での決議	12月18日	第6回監査役会にて「第143期会計監査人候補として有限責任あずさ監査法人を選任（内定）する」ことを決議

(6) 社外取締役との連携

社外監査役3名は、社外取締役3名との間で「社外役員連絡会」を開催し、情報・意見交換を行いました（非業務執行取締役1名同席）。当事業年度は2019年9月5日、2019年12月2日および2020年2月28日の3回実施しました。

② 内部監査の状況

1. 組織、人員及び手続

当社の内部監査は、監査部が内部監査規程及び監査計画に従い、業務運営組織に対して業務監査を、関係会社に対して経営監査・業務監査を実施しています。監査部長は、取締役社長に監査報告書を提出し、その写しを常勤監査役および監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価および報告を監査部で実施しています。監査部の要員数は、35名（2020年3月31日現在）です。

2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

1) 内部監査と監査役監査との連携状況

監査部長は、監査役による効率的な監査の遂行に資するよう監査報告書の写しを都度常勤監査役に送付するほか、四半期ごとに監査役と連絡会を開催し、監査役および監査部相互の監査計画並びに実績を共有し、意見交換を実施しています。また、監査役は、必要に応じ、監査部およびその他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求め、また監査役監査への協力を求めています。

内部監査と監査役監査の主な連携内容は、次のとおりです。

連携内容	時期	概要
監査役・監査部連絡会	4月、7月 10月、1月	各四半期の監査結果・活動内容（含J-SOX監査）の共有および意見交換
J-SOX監査についての監査役への報告	4月	前年度の財務報告に係る内部統制の評価状況を監査役会にて報告

2) 内部監査と会計監査との連携状況

監査部長は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しています。

3) 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査および内部統制監査の手続きおよび結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しています。監査役は、期中において財務・経理部からの四半期決算報告への同席、四半期会計監査レビュー、意見交換会などはほぼ毎月1回の頻度で会計監査人との定期会合を開催し（当事業年度は13回実施）、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等の報告および会計監査報告書へのKAM（監査上の主要な検証事項）記載の早期適用の可能性を踏まえた課題の共有を受け、情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査および内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行いました。

監査役監査と会計監査の主な連携内容は、次のとおりです。

会議名	時期	概要
四半期決算説明	5月、7月 10月、1月	財務・経理部より四半期（および年度）決算につき会計監査人同席の上で説明を受ける。
四半期レビュー報告	8月、11月 2月	各四半期の監査レビューを会計監査人より受け、意見交換を行う。
監査状況に関する意見交換会	4月、9月 12月、3月	会計監査人、監査役相互の監査状況についての情報交換、意見交換を行う。
監査計画等の説明	4月	当事業年度の監査計画および監査報酬案の説明を受ける。
年度決算監査報告	5月	年度決算監査報告（含む内部統制報告書監査状況）、および会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告を受領。

3. 内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係

監査部、監査役、会計監査業務を執行した公認会計士と財務・経理部は定期的な打合せを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しています。監査部および監査役は、各々内部監査および監査役監査の手続きにおいて、その他の内部統制部門と意思疎通を図り、また、会計監査人も、財務・経理部を通じてその他の内部統制部門と、必要に応じて意見交換等を実施しています。

(1) 会計監査人の選任プロセスについて、実施した内容を時系列に沿って具体的に記載

(2) 内部監査の体制、実施状況に加え、監査役監査及び会計監査との連携内容や時期についても具体的に記載

株式会社リコー（1/2）有価証券報告書（2020年3月期） P81-82

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役会は、監査役5名であり、うち社外監査役が3名となります。各監査役の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	経歴等
常勤監査役	大澤 洋	当社の経理・財務部門、及び当社海外関連会社の経営管理経験も豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
常勤監査役	辻 和浩	当社の人事・総務・秘書室での豊富な経験、及びグローバルな人的ネットワークを有し、子会社へのリスクマネジメント推進を通じた監査視点も有しております。
独立社外監査役	太田 洋	弁護士及びコーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験を有しております。
独立社外監査役	小林 省治	花王株式会社の事業部門長や執行役員等を歴任、同社常勤監査役も勤める等、研究開発・グローバル企業の事業経営及びガバナンスに関して、豊富な経験と高い知見を有しております。
独立社外監査役	古川 康信	公認会計士及びEY新日本有限責任監査法人において業務執行社員として海外展開するグローバル企業の監査を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役室を設置し、専従かつ執行側からの一定の独立性が確保された従業員を5名配置し、グローバルな情報収集・分析や現地調査の支援など、監査役の職務を補助しております。

b. 監査役会の運営

当事業年度において、監査役会は合計14回開催され、1回あたりの平均所用時間は約2時間強でした。各常勤監査役、及び独立社外監査役の監査役会並びに取締役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の 監査役会出席率	当事業年度の 取締役会出席率
常勤監査役	栗原 克己	100% (14/14回)	100% (14/14回)
常勤監査役	大澤 洋	100% (14/14回)	100% (14/14回)
独立社外監査役	鳴沢 隆	93% (13/14回)	93% (13/14回)
独立社外監査役	西山 茂	100% (14/14回)	100% (14/14回)
独立社外監査役	太田 洋	93% (13/14回)	100% (14/14回)

また、監査役会における主な共有・検討事項は以下のとおりです。

- ・監査方針、監査計画及び業務分担について
- ・海外子会社のガバナンス強化について
- ・会計監査人に関する評価について
- ・常勤監査役職務執行状況(月次)

- ・監査役監査基準の見直しについて
- ・取締役会審議状況レビュー
- ・監査役候補者選任について
- ・投資委員会やリスクマネジメント委員会の運用状況について

(2)

C. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、(1)取締役、(2)業務執行、(3)子会社、(4)内部監査、(5)会計監査の5つの領域についてのリスクや課題を検討し年間の活動計画を定めました。各領域に対する監査活動の概要は表1のとおりです。これらの監査活動を通じて認識した事項について、取締役や執行部門に課題提起や提言を行いました。

表1：監査活動の概要

(1) 取締役	取締役会への出席
	取締役会議長・代表取締役との定例会の開催(四半期)★
	取締役・監査役によるガバナンス検討会の開催(半期)★
(2) 業務執行	本社・事業所への監査
	グループマネジメントコミッティ(GMC)への出席(常勤監査役:出席率97%)
	業績審議会、グローバル会議、投資委員会、その他重要会議への出席
	CEO定例会・CFO定例会の開催(月次)★ 重要書類の閲覧・確認(重要会議議案書・議事録、決裁書類、契約書等)
(3) 子会社	子会社への監査
	子会社監査役との定例会の開催(月次)★
	グループ監査役情報交換会の開催(半期)★
(4) 内部監査	内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告(四半期)★
	内部統制部門との定例会の開催(月次)★
(5) 会計監査	三様監査会議(月次)★
	会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告
	会計監査人评价の実施

★監査役が主催する会議

なお、「新型コロナウイルス感染症拡大への対応について」や「インド販売子会社における不適切会計の経緯と対応、その後の状況について」に関しては、表1に示した監査活動に加え、担当取締役や執行役員、その他従業員などに対して説明を求め、関連会議へ参加することにより最新状況の把握に努めました。

- (1) 監査役会の開催回数と監査委員の出席状況に加え、1回あたりの平均所要時間を記載
- (2) 監査役会等の活動内容を取締役、業務執行、子会社、内部監査、会計監査に区分して具体的に記載

株式会社リコー（2/2）有価証券報告書（2020年3月期） P82-83

当事業年度、当社は第19次中期経営計画の最終年度を迎え、企業価値の向上に向け多様な活動を展開してきており、監査役会ではこれら事業活動において想定されるリスクの検討を行いました。その結果、表1に示した監査活動に加えて、「海外子会社管理の実効性」及び「M&A実施後の子会社に対するガバナンス実態」、並びに「会計監査人に対するグローバルでの総合的な監査品質のモニタリング」を当事業年度の重点実施項目として定めました。

(1) 海外子会社管理の実効性の監査

- ・「拠点リスクマップ」を活用した往査先選定

当事業年度は三様監査(*1)の更なる連携強化を図るため、これまで分散管理されていた子会社の基本情報、リスク情報を「拠点リスクマップ」として一元的に整備し直し、それぞれの監査活動で有効活用できるよう情報共有を行いました。監査役監査においても本マップを活用してアジアパシフィック及びラテンアメリカを重点地域として定め、往査先の子会社を選定しました。

(*1)：三様監査とは、監査役による監査、会計監査人による監査、内部監査部門による内部監査のことをいう。

- ・主管管理部門(*2)を巻き込んだ一連の監査の実施

子会社の監査にあたり、往査前に確認した主管管理部門の子会社に対するガバナンス及び管理状況を踏まえ、現場での確認項目の充実をはかり、監査の実効性を高めました。往査後には、往査時の指摘事項の速やかな改善を目的としたフォローアップ会議を主管管理部門と実施し、課題解決に向けた提言を行いました。

また、毎月のCEO定例会及びCFO定例会においてスピーディーな監査結果共有と課題提起を行いました。

(*2)：主管管理部門とは、本社の子会社管理部門

(2) M&A実施後の子会社に対するガバナンス実態の監査

・上記(1)と同様のプロセスで、M&A実施後の子会社に対して長期的成長を視野に入れたガバナンス実態の監査を実施しました。また、前事業年度で整備した「内部統制に関するチェックリスト」にM&Aに関するヒアリング項目を追加し実態確認を行いました。

・「投資委員会」に対して以下の点をヒアリングし、今後のM&Aにおける投資判断の適確性向上に向けた提言を通じて、更なるプロセス改善への働きかけを行いました。

- M&A実施後の案件に対するモニタリングの状況
- M&A案件の事前審査プロセス、M&A実施後の統合プロセスの改善状況
- M&Aリテラシーの向上と組織力強化に向けた人材育成状況

(3) 会計監査人に対するグローバルでの総合的な監査品質のモニタリング

・当事業年度は新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、新しい体制での取り組みがスタートしました。会計監査人に対するモニタリング方法としては、監査役会で定めた会計監査人の評価基準の項目(*3)に加え、選任時に期待した項目の評価を実施しました。

会計監査人に期待した項目の評価方法は以下のとおりです。

- 主要国監査チームが一堂に会する「グローバルミーティング」への参加や現地監査チームへの直接ヒアリングを通して、グローバルでの監査体制・海外監査チームへのグリップ力を確認
- 三様監査会議、四半期監査報告を通じてグローバルでのリスク情報及びその収集体制を確認
- 監査におけるデータ活用実践例について年初方針や四半期ごとに説明を求めデータ分析力を確認
- ・上記に加えて監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters：KAM)の適用に備え会計監査人と適宜コミュニケーションを図ると共に、作成検討プロセスを試行しました。
- (*3)：会計監査人の評価基準：監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスク

d. 監査役 の職務分担

常勤監査役は、表1に示した内容の監査活動を行い、その内容は独立社外監査役にも適時に共有しました。独立社外監査役は、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを活かす形で、常勤監査役とともに子会社の監査及び提言を行いました。また、取締役会議長・代表取締役との定例会では、経営上の重要なテーマ等に関する詳細な説明を受け、独立役員の立場から意見を述べました。

- 監査重点項目として「海外子会社管理の実効性」等を掲げ、それぞれの項目について実施した内容を課題も含めて具体的に記載

不二製油グループ本社株式会社 有価証券報告書（2020年3月期） P46

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

(5) 第92期事業年度の活動総括

当事業年度における監査役会の主な検討事項は、法令及び定款に定めのある監査役会として協議すべき事項のほか、常勤監査役による定例の日常監査報告と報告内容に基づく監査上の重要事項について討議及び意見交換を行いました。監査上の基本事項として（1）取締役の職務執行、（2）業務執行、（3）内部統制、（4）会計監査の領域についてのリスクや課題を検討し年間の活動計画を定め監査活動を展開いたしました。これらの基本事項にもとづき実施した主な監査活動は以下の図表に記載のとおりです。これらの監査活動を通じて得られた認識事項について、適宜、取締役や執行部門に助言や提言を行いました。

 取締役	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会への出席 代表取締役との定例会の開催 その他取締役へのヒアリング 担当取締役と監査役による意見交換 指名・報酬諮問委員会へのオブザーバー出席 	
 業務執行	<ul style="list-style-type: none"> 本社・事業所・子会社等（海外・国内）への監査 経営会議へオブザーバーとして出席 業務執行責任者（部門長クラス）へのヒアリング 	
 内部統制	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門からの内部監査計画説明、監査結果報告 内部監査部門との連絡会の開催 	
 会計監査	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告（定期） その他必要に応じて実施する会計監査人とのミーティング 会計監査人評価の実施 	

また、当事業年度における監査活動においては、以下の表に記載の6点の監査重点項目（下表左枠）を設定し、これに基づき監査を実施いたしました。それぞれの監査重点項目に対して実施した活動は以下（下表右枠）のとおりです。

計画した重点監査項目	実施した活動内容
1 意思決定プロセスの妥当性	1 取締役会での意見表明、経営会議での審議状況のモニタリング
2 グループ会社会計監査人の監査状況の確認	2 あずさ監査法人を通しての報告聴取及び状況の照会
3 コンプライアンス推進状況の確認	3 内部通報のモニタリング、通報事務局への助言
4 リスク管理体制の運用状況	4 往査時のヒアリング、リスクマネジメント委員会の活動状況の確認
5 主要グループ会社の経営管理状況の確認	5 グループ会社各社の経営幹部や部門責任者に対するヒアリング等を通じた監査 【日本】11拠点(不二製油株式会社事業所7箇所及び国内グループ会社4社)及び職能を中心とした6部門(事業統括、安全環境、物流、原料、人事総務、ICT) 【海外】3カ国5拠点(シンガポール、インドネシア、中国)
6 監査上の重要な検討事項(KAM)導入に向けての会計監査人とのコミュニケーション	6 四半期レビューや期末レビュー等の定例会合の他、監査上の主要トピックについて意見交換を実施

(2)

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業年度内に計画していた海外往査のうち1件が実施不可能となりましたが、翌事業年度に繰り越して実施することを予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続することにより、なおも現地を訪問する形での監査が困難な場合には、Web会議システムの活用等の代替的な対応を予定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の会計監査人による監査業務への影響については、会計監査人から適時適切に報告を受け、また、そのような状況の中で適正な監査を担保するために会計監査人が適切な手段及び方法により対応したことにつき、会計監査人とのWeb会議システムを活用したコミュニケーションを通して確認いたしました。結果として、監査手続きも大きな遅延はなく概ね予定どおりに完了しております。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が継続することにより、監査の遂行に支障をきたす何らかの異常な事象が生じるリスクに対しては、地域統括会社の経営管理体制に対するモニタリング強化、会計監査人とのコミュニケーション及び連携の強化を図り、また、往査については監査対象とする事業単位からの関連資料の取得、Web会議システムの活用等の代替的な手段や方法を組み合わせて実施することにより、監査の質の維持向上に努め、適正な監査を確保するように対応してまいりたいと考えております。

- (1) 監査役会の監査重点項目と実施した活動内容を図示しながら具体的に記載
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務への影響や対応について記載

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 有価証券報告書（2020年3月期） P109-111

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査委員及び監査委員会の状況

(中略)

監査委員会においては、関係する役職員・外部監査人を招いた質疑応答の他、グループCAOから定例報告を受け、主な検討事項として、監査委員会方針に定めている5項目(財務報告、リスク管理及び内部統制、コンプライアンス、内部監査、外部監査)について監視・監督を行っております。各項目で議論された内容は以下のとおりです。

- (i) [財務報告] 財務報告作成態勢・SOX上の重要課題への対応
- (ii) [リスク管理及び内部統制] 信用・オペレーショナル・IT・サイバー等のリスク管理態勢の整備・運用
- (iii) [コンプライアンス] グループ・グローバルコンプライアンス態勢の整備・コンプライアンスリスク事象対応
- (iv) [内部監査] グループ・グローバル監査態勢の整備
- (v) [外部監査] 外部監査人とMUF Gグループ間のコミュニケーションの状況、監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters)、監査上の重要な事項(Critical Audit Matters)

月次の監査委員会に加えて、MUF Gの代表執行役と半期毎に、買収・出資・資本提携及び各種規制に関するリスク、ビジネス戦略等MUF Gグループの経営上の重要事項に関して意見交換しております。また、主たる子会社の監査委員等と半期毎に、MUF Gグループ全体を監査するための重要な論点・所見等に関して意見交換しております。委員長・常勤委員は、海外拠点等を年に2~3回は往査して現地情報収集に努め、内部監査部門からは毎月、主計部門・会計監査人からは四半期決算期毎に詳細な説明を受けており、更に常勤委員は主たる子会社の常勤監査委員等と月次で意見交換し、その内容を監査委員会に報告しております。

新型コロナウイルス感染症が当社事業に大きく影響する中、監査委員会は、執行部門等より、リスク管理、顧客事業者の資金繰り支援等の施策及び今後の事業戦略検討の状況等について報告を受け、必要に応じて執行部門による対策会議に出席して対応状況のモニタリングを行いました。特に、期末連結決算及び会計監査人による監査については、グループ各社の決算作業の進捗状況について主計部門より報告を受けるとともに、会計監査人より監査上の主要な検討事項及び監査の進捗状況(通常の監査手続の制約及び代替監査手続の実施状況を含む)について定期的に(特に決算・監査作業のピーク時には週次ベースで)報告を受け、協議を行いました。また、内外主要子会社の状況についても、子会社の監査委員会等から随時報告を受けました。結果として、連結決算は予定どおり完了し、会計監査人の監査もほぼ予定どおりの日程で完了しております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、監査委員会が従来行っていた海外主要拠点往査及び現地での会議等の一部は実施を見合わせましたが、監査の実効性に支障を来すことがないよう、電話会議や書面による質疑等の代替的な対応を行いました。

今後とも監査委員会として適正な監査を確保するため、今回の対応の経験を踏まえ、テレワーク等のコミュニケーション手段の活用を拡充するなど、監査活動の機動性・実効性・効率性をさらに向上させる方策について引続き検討し、実行していきたいと考えております。

(2)

② 内部監査の状況

当社では内部監査の使命を「リスク・ベースで客観的なアシュアランス、助言及び見識を提供することにより、MUF Gグループの価値を高め、経営ビジョンの実現に貢献すること」とし、具体的には「ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスの有効性の評価及び改善を、体系的で、内部監査の専門職として規律ある手法をもって行う」こととしております。

内部監査の使命・目的、役割、組織上の位置づけ等に係る基本事項は、内部監査関連規則に定められており、MUF Gグループの内部監査部門を統括する部署として監査部を設置しております。2020年3月末現在の人員は279名(内、子銀行等を兼務する当社主兼務者247名)で構成されており、MUF Gグループ全体の内部監査に係る企画・立案の主導、子会社等の内部監査の状況をモニタリングし必要な指導・助言、管理を行うほか、当社各部署に対する内部監査の実施等の機能を担っております。内部監査計画や実施した内部監査結果などの重要事項は、監査部から監査委員会及び取締役会に報告されます。内部監査の実施にあたっては、限られた監査資源を有効かつ効率的に活用するため、内部監査の対象となる部署や業務に内在するリスクの種類や程度を評価し、それに応じて内部監査実施の頻度や深度などを決める「リスクベースの内部監査」に努めております。

当社及び当社の直接出資会社の内部監査部署は、必要に応じ監査委員会(当社の直接出資会社においては監査等委員会もしくは監査役)及び会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。また、当社監査部の統括のもと、連携・協働により、それぞれの取締役会による監督機能を補佐します。さらに当社は、内部監査部署と監査委員会委員、内部監査部署と会計監査人との意見交換会を開催し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

また、内部監査、監査委員会監査及び会計監査と内部統制所管部署との関係は、監査部、監査委員会、会計監査人が内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下における監査業務への影響や対応について具体的に記載

(2) 内部監査の体制、実施状況に加え、監査委員会監査及び会計監査との連携についても記載

株式会社明電舎 有価証券報告書（2020年3月期） P46-47

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

i 機関設計の形態、総員数

・ 監査役会設置会社

総員4名 常勤監査役2名 社外監査役（非常勤）2名

専属スタッフ2名（資金・経理・営業・海外・内部監査経験者）

ii 各監査役の状況及び当事業年度に開催した監査役会への出席状況

氏名	経歴等	開催回数	出席回数
伊東 竹虎	当社の製造・生産、工場運営等の経験から、事業の業務プロセスに精通しております。	6	6
加藤 誠治	当社の法務部門、内部監査部門等の経験から、法務に係る相当程度の知見を有しております。	6	6
秦 喜秋	損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。	6	6
縄田 満児	金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。	6	6

iii 監査役の主要な業務と役割分担

項目	概要	常勤	社外
取締役の職務執行監査	代表取締役（副社長含む）との面談・聴取 6回 上記を除く業務執行取締役、執行役員、主要部門長への往査・面談・聴取 58回	○	○
取締役会の監視・監査	意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証 13回	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	意思決定・監督義務の履行状況の監視・検証（社外監査役には議論内容等を毎月報告） 52回	○	—
内部統制システムにかかる監査	会社法の内部統制につき、取締役の職務執行監査や重要会議の監視等を通じた確認（内部監査部門との情報共有11回） 金商法の財務報告内部統制につき、会計監査人及び内部監査部門からの報告内容の確認・検証 3回	○	—
会計監査	計算書類等に関する会計監査人から報告を受けた監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証（会計監査人からの報告 3回）	○	○
企業集団における監査	国内関係会社取締役会への出席 108回 常勤監査役を置く国内関係会社とのグループ監査役連絡会による監査状況の確認等 4回 海外関係会社の内部統制の整備状況等の確認（内部監査部門との情報共有） 5社（社外監査役参加2社）	○	—

※社外監査役は適宜参加（19回）

重要な決裁書類等の閲覧は専属スタッフが実施し、常勤監査役に報告

iv 監査役会の主な検討事項

- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の検討
収益力・資本効率等から見て減損のおそれあるものなどを中心に、具体的なテーマを設定して2018年度から会計監査人とも連携して検討を開始
2019年度監査にあたり、監査上の主要な検討事項を意識した監査を実施
- ・ 新しい意思決定の仕組みの運用状況確認
2019年度から意思決定の手続きの透明度向上、議論の活性化、会議の効率化などを目的として、会議体の見直しが行われたので、目的通りに運用されているかを監視
- ・ 職務執行における横のつながり（部門を超えたつながり）の状況確認
部門内の縦のコミュニケーションについてはマイナス情報の報告を含めて良好であったが、横のつながり（部門間のコミュニケーション）が弱いので、改善状況を確認

v 監査役監査の環境整備

- ・ 取締役会への四半期毎の監査進捗状況報告
監査役監査への理解と協力を深める
- ・ 会計監査人との連携
四半期決算の報告以外にも監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の勉強会、会計監査人と監査役の監査においてそれぞれが得た、相互に有用な情報の交換・共有などを実施
- ・ 内部監査部門との連携
毎月1回の連絡会の実施、相互の監査結果の報告・情報共有などを実施
- ・ 社外取締役との連携
2か月に1度程度の頻度で、監査役会と社外取締役において、監査役会から社外取締役に對する会社の状況の報告・情報共有、両者による会社の具体的な課題等にかかる意見交換を実施
- ・ 代表取締役との定期的会合
社長・会長は年2回、副社長とは年1回の頻度で実施、所要時間は1時間程度
- ・ 財務部門・総務部門等との連携
会計監査人との実務窓口になる財務部門や取締役会事務局となる総務部門等と情報交換・共有を実施

(1) 監査役の主要な業務内容を具体的に記載するとともに、常勤監査役と社外監査役の役割分担を記載

(2) 「監査上の主要な検討事項（KAM）」の検討過程を記載

オリンパス株式会社 有価証券報告書（2020年3月期） P77

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(1) (3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

b. 監査委員会の活動状況について

(監査委員会の開催頻度・個々の監査委員の出席状況)

監査委員会（指名委員会等設置会社への移行以前の2019年4月から6月の監査役会を含む）は、取締役会同日および臨時にて年間26回（うち監査役会9回）開催しています。さらに監査委員会とは別に適宜監査委員連絡会を開催し、情報共有に努めています。監査委員会（指名委員会等設置会社移行以前の監査役会を含む）の平均所要時間は一回あたり2時間15分であり、年間の議案数は85議案です。

・個々の監査委員の出席状況については次のとおりです。

地 位	氏 名	出席状況	出席率
監査委員長（独立社外取締役）	名取 勝也	25回／26回（うち監査役会9回）	96%
監査委員（独立社外取締役）	木川理二郎	17回／17回（うち監査役会0回）	100%
監査委員（独立社外取締役）	岩崎 淳	24回／26回（うち監査役会9回）	92%
常勤監査委員（社内取締役）	古閑 信之	26回／26回（うち監査役会9回）	100%
常勤監査委員（社内取締役）	清水 昌	26回／26回（うち監査役会9回）	100%

(監査委員会の主な検討事項)

監査委員会は独立の立場・公正不偏の態度を保持し、会計監査人や内部監査部門の監査・監督を行うとともに、監査委員会が直接、取締役、執行役の職務執行の適法性・妥当性を確認することにより、実効的・効率的な監査を実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4以降の監査委員会の監査はリモートのWeb会議で実施せざるを得なくなったものの、当初の監査計画に沿った活動を行うことができています。

今後も監査の遂行に支障をきたす異常な事象が生じた場合はリモートのWeb会議など、デジタル技術を活用して適正な監査を確保します。

(1) 監査委員会の開催回数と監査委員の出席状況に加え、1回あたりの平均所要時間や年間の議案数を記載

(2) 新型コロナウイルス感染症による監査への影響について記載

株式会社丸井グループ 有価証券報告書（2020年3月期） P45

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

c. 監査役会の主な検討事項

（内部統制システムの整備・運用状況）

監査計画、監査活動報告、コンプライアンス推進会議・内部統制委員会でのリスク管理体制の確認、店舗等重要な事業拠点の視察

（事業計画の確認）

四半期、期末決算を通じての事業計画の進捗確認

（監査環境の整備）

監査役会関連経費の確認、監査役スタッフの選任

（会計監査人の監査の相当性）

会計監査人の選任、監査人の監査計画概要の確認、監査人の評価

d. 常勤及び非常勤監査役の活動状況について

（重点監査項目）

・ガバナンス体制の整備と運用状況の確認（常勤および非常勤監査役）

内部統制システムの整備・運用状況の確認と実効性の検証

各種法令等の改正に対する適切な対応の確認

グループ各社のリスク体制の整備・運用状況の確認

・中期経営計画達成に向けた取組みの進捗状況（常勤および非常勤監査役）

小売セグメントにおける定借化100%後の利益改善の進捗・課題確認

フィンテックセグメントにおける新規提携等の進捗状況、統制状況の確認

投資案件に対する意思決定プロセス並びに進捗状況の確認

・企業価値向上に向けた戦略の進捗確認（常勤および非常勤監査役）

資本・業務提携先との協業事業におけるガバナンス体制の確認

新たな事業開発の進捗並びにリスク対応の確認

共創サステナビリティ経営の進捗確認

（通常監査項目）

・取締役の職務執行状況の監査（常勤および非常勤監査役）

取締役会・経営会議の意思決定の監査

内部統制システムの整備・運用状況の監査

競争取引、利益相反取引、無償の利益供与、通例的でない取引の監査

取締役および使用人からの報告受領

・代表取締役との定期的会合（常勤および非常勤監査役）

・取締役会・経営会議等重要な会議への出席（常勤および非常勤監査役）

・取締役、執行役員、グループマネジメント職からの業務内容についての聴取（常勤監査役）

・事業所、業務委託先などへの往査（常勤および非常勤監査役）

・社外取締役との定期的会合（常勤および非常勤監査役）

・監査法人との連携（常勤および非常勤監査役）

・グループ各社監査役との連携（常勤監査役）

・監査部、グループ各社内部監査担当部署との連携（常勤監査役）

・会社法の体制決議に基づく内部統制システムにおける監査（常勤監査役）

・内部統制報告制度（金融商品取引法）における監査（常勤監査役）

・重要文書の閲覧と文書・情報管理の監査（常勤監査役）

・会社財産の調査、商品在庫の確認（常勤監査役）

・四半期決算レビュー（常勤監査役）

・剰余金の配当に関する監査（常勤および非常勤監査役）

・期末監査および株主総会対応（常勤および非常勤監査役）

- 監査役の活動状況について、「重点監査項目」と「通常監査項目」に区分し、各項目ごとに常勤監査役と非常勤監査役の役割分担を記載

三井物産株式会社 有価証券報告書（2020年3月期） P95-96

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

③会計監査の状況

- ・監査法人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(中略)

(1) ・継続監査期間

47年間

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。

なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与していません。

(中略)

(2) ・会計監査人の選定方針と理由

当社は会計監査人の再任、解任、不再任および選任の決定の方針を次のとおりとしています。

(a) 会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。

(b) 会計監査人の解任、不再任および選任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。再任および選任のための会計監査人の選定については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を持続的に実施できる体制を構築していることを評価・確認のうえ監査役会にて決議する。

(c) 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及び、監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。

(d) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

監査役会は第101期事業年度の会計監査について下記の項目・プロセスについて評価を実施しその妥当性を確認し、第102期事業年度における会計監査人の再任決議を行いました。

・監査役会による会計監査人の評価

監査役会は会計監査人の評価を以下の項目で実施しております。

- 会計監査人としての相当性

- 監査チームの期初・期中・期末の監査対応

- 監査報酬決定プロセス

また監査役会は上記3項目の評価を以下のプロセスを通じて実施しております。

- 会計監査人による自己評価の確認および会計監査人のマネジメント、監査責任者及び補助者等からのヒアリング

- 業務執行部門(経理部、内部監査部等)の会計監査人评价の確認および業務執行部門の責任者、担当者等からのヒアリング

再任決議にあたり、当社事業の多様化・複雑化による高度な会計論点、監査論点への対応力の必要性に鑑み監査責任者及び補助者の長期的なサクセッションプランの適時な意見交換の実施について会計監査人と摺り合わせを行っております。また更なる監査品質向上のために、会計監査人に対する課題を提示し、次年度の会計監査においてPDCAサイクルを実施するように求めております。また、上記評価は、業務執行部門と会計監査人、それぞれが会計監査業務の過程で課題とした事項を双方で共有した上で実施することとし、両者の建設的な対話を促し、より高品質な監査の実効性確保に努めています。

- (1) 継続監査期間について、業務執行社員のローテーションの考え方も含めて記載
- (2) 会計監査人の選任方針や評価事項を具体的に記載するとともに、更なる監査品質向上に向けた取組みについても記載

大和ハウス工業株式会社 有価証券報告書（2020年3月期） P72-73

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

③ 会計監査の状況

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人を選定するにあたっては、当社の「コーポレート・ガバナンスガイドライン」に基づき、その品質管理体制、専門性及び独立性、監査計画の内容、当社グループの会計監査を効果的かつ効率的に実施しうるグローバルな組織体制、監査報酬の見積額等を総合的に勘案して決定する方針としています。

また、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任又は不再任とします。さらに、会計監査人の職務執行に支障がある等必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定する方針としています。

本方針に基づき、適正な会計監査業務が行われると判断し、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選定しています。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。第81期におきましては、監査法人から直接報告を受け、また当社関係部門からの報告・聴取を受けた結果、会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、監査役会としての評価基準を満たしていると判断しています。

ト. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しています。

第81期連結会計年度の連結財務諸表及び第81期事業年度の財務諸表 有限責任監査法人トーマツ第

82期連結会計年度の連結財務諸表及び第82期事業年度の財務諸表 EY新日本有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社グループは、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が豊かに生きる社会の実現を目指し、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設といった多くの事業領域において、建物の建設請負を中心に不動産開発、建物の管理・運営をはじめとした多様な事業を展開しています。

また、2019年度からスタートした第6次中期経営計画においては、基本方針の一つに「海外展開の加速」を掲げ、今後、米国・豪州・ASEAN諸国を中心に事業を拡大することを目指しています。

一方、建設・不動産における様々な新しいスキームへの取り組みや、国内外で建設・不動産に関連する法律や会計基準等の制改定が行われる中、会計監査人に期待される役割も、より重要なものとなってきていると認識しています。

このような状況の中、有限責任監査法人トーマツの継続監査年数が50年と長期にわたる事から、改めて複数の監査法人との比較検討を行った結果、国内においては、より多くの建設・不動産及びその周辺事業の監査実績があること、また海外においてもアーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのネットワークによる不動産・建設・ホスピタリティ（主に宿泊・観光）セクターでの多くの監査実績があり、タイムリーに連携のとれたグループ監査が可能な体制を有していることなどから、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断し、同監査法人を会計監査人として選任する議案内容を決定しました。

- 会計監査人の異動について、異動に至った理由及び経緯や後任監査人の選任理由を具体的に記載

三菱マテリアル株式会社 有価証券報告書（2020年3月期） P63

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(3) 【監査の状況】

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	155	20	164	9
連結子会社	204	56	210	53
計	360	77	374	62

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、収益認識のアドバイザー業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、コンサルティング業務等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、コンサルティング業務等であります。

(2)

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるMC Cデベロップメント社及びその子会社は、アーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務として105百万円の監査報酬を費用計上しております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるMC Cデベロップメント社及びその子会社は、アーンスト・アンド・ヤングに対して、監査証明業務として116百万円の監査報酬を費用計上しております。

d. 監査報酬の決定方針

該事項はありませんが、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、品質管理体制、監査委員会との連携状況を含む職務執行状況、当社の規模及び事業の特性等に基づいた監査日数、要員等を総合的に勘案した結果、当連結会計年度における会計監査証明業務に基づく報酬金額に同意しております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	30	—	26
連結子会社	153	32	146	88
計	153	62	146	114

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格税制に関するアドバイザー業務等であります。

(1) 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額及び非監査業務の内容を記載

(2) 連結子会社の監査証明業務について、当社監査人以外の監査法人グループに対する報酬額を記載

！最新版は金融庁ウェブサイトに掲載しています。 <https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

！開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。